平成２３年（フ）第６００２号
埼玉県八潮市大字浮塚944
破産者　齋藤　政之
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０１４号
東京都品川区西大井１丁目４―15―1303
破産者　福峯　由紀
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０３６号
東京都板橋区上板橋１丁目18―16―304　ＦＭ８城北ハウス
破産者　遠山　和彦
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０４７号
東京都足立区足立４丁目37―９―402
破産者　田沼　聡一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０６８号
千葉県佐倉市上志津1068―36
破産者　関口　健一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６０８８号
千葉県千葉市若葉区加曽利町1066―41―201
破産者　猿田　秀樹
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１１７号
埼玉県和光市下新倉５丁目９―20―103
破産者　橋爪　雄二
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１７９号
東京都昭島市武蔵野３丁目５―38
破産者　内田　美華
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１８４号
東京都目黒区東山１丁目28―11―202
破産者　小峰　朋子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１９５号
千葉県市川市福栄４丁目29番19号
破産者　株式会社山田エンタープライヅ
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１９６号
新潟県糸魚川市南押上２丁目１―19
破産者　山田　廣作
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１２号
東京都足立区舎人４丁目９―21―Ｂ101
破産者　金子　春夫
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２４８号
東京都江東区亀戸６丁目61―８―401
破産者　矢野　京子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２２号
千葉県市川市八幡３丁目８―22―606
破産者　森　　正幸
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３２５号
東京都葛飾区西亀有３丁目13―19―102
破産者　堀田　　正
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３５８号
神奈川県横浜市旭区本宿町47―27
破産者　小澤　龍二
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３７３号
神奈川県平塚市河内116―１―101
破産者　木本　和孝
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４６８号
東京都江東区亀戸９丁目32―８
破産者　鷺山　信一
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４７９号
東京都足立区神明南１丁目１―27
破産者　阿部　英明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８０号
東京都足立区神明南１丁目１―27
破産者　阿部千恵子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部